

外交による安全保障への転換及び防衛関連費の増額撤回に関する意見書(案)

政府は、令和４年１２月に新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を閣議決定した。他国領土の基地などへの攻撃が可能となる反撃能力(敵基地攻撃能力)の保有が初めて盛り込まれており、戦後の防衛政策の大きな転換点となる。これは、日本国憲法の恒久平和主義に基づく戦後日本の在り方を、根本から変える暴挙である。

また、「専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならず」ともある。しかし、令和９年度に現在のＧＤＰの２％規模に増額される方針の防衛関連費は、米国、中国に次いで世界第３位となる上に、他国領土の深くまで攻撃できるトマホークなどの長射程ミサイルを大量に国内に配備することは、他国に脅威を与えるものとなる。

さらに、集団的自衛権の行使としての敵基地攻撃を否定していないことも看過できるものではない。我が国への攻撃ではなくても、同盟国である米国が他国から攻撃を受けた場合、集団的自衛権の行使として、攻撃することができることとなり、国民を危険な戦争へと追いやるものとなる。

軍備増強が他国との際限のない軍備拡張競争につながることは、歴史が証明している。我が国は日本国憲法第９条の下、国家間の争いについては、軍備増強ではなく、紛争や戦争へと発展させない対話や協働、そしてその枠組みを作る外交にこそ、力を尽くす必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を撤回すること。
- 2 防衛関連費について、令和９年度に現在のＧＤＰの２％規模に増額する予算方針を撤回すること。
- 3 日本国憲法第９条を遵守し、軍備増強から外交による安全保障へと転換すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣

} 宛て